



2022年6月29日

環境省の「地域脱炭素融資促進利子補給事業」指定金融機関の採択および「ちばぎん地域脱炭素融資促進利子補給付融資制度」の取扱開始について

千葉銀行（頭取 米本 努）は、環境省の「2022年度地域脱炭素融資促進利子補給事業」の指定金融機関に採択されたことを受け、2022年6月29日（水）より、「ちばぎん地域脱炭素融資促進利子補給付融資制度」の取扱いを開始しました。

「地域脱炭素融資促進利子補給事業」とは、ESG^{*}融資の普及・拡大を図るとともに、CO₂の排出削減に資する設備投資を促進することを目的として環境省が実施する利子補給事業です。

本制度は、環境省の利子補給事業に則り、省エネや再生可能エネルギー事業のための設備投資を行う事業者を対象に、最大1%、最長3年間の利子補給を行う点が特長となっています。

当行は「ちばぎんグループサステナビリティ方針」のもと、気候変動を含む環境問題など地域社会を取り巻くさまざまな課題解決に向けた取組みをグループ一体で推進しており、本利子補給事業を活用して、地域脱炭素に資する融資に積極的に取り組んでまいります。

※ 企業の持続的成長のために必要とされる、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）の3分野のこと。

以 上

「ちばぎん地域脱炭素促進利子補給付融資制度」概要

制 度 名	ちばぎん地域脱炭素促進利子補給付融資制度
融 資 対 象 者	一般社団法人環境パートナーシップ会議*が認定する、CO ₂ 排出量削減効果の高い再エネや省エネ事業のための設備投資を行う事業者
資 金 使 途	一般社団法人環境パートナーシップ会議が認定する、CO ₂ 削減効果の高い再エネや省エネ事業に関する設備資金
融 資 金 額	10億円以内
融 資 利 率	当行所定利率
利 子 補 給	融資実行日から最長3年間、最大1.0%
貸 付 方 式	証書貸付
返 済 方 法	原則、年2回（毎年3月及び9月の各10日）に元金均等返済、利息後払い
担 保 ・ 保 証 人	必要に応じ徴求
留 意 事 項	<ul style="list-style-type: none">・事業者さま自らが二酸化炭素排出量を算定している必要があります。・環境省の利子補給事業にかかる予算動向や資金枠の状況により、利子補給が減額または停止される場合がございます。

※一般社団法人環境パートナーシップ会議とは、環境省より「地域脱炭素融資促進利子補給事業」を受託し、運営を行う事業者のこと。